

平成29年7月  
第51号

事務所通信

# えん



暑中お見舞い  
申し上げます





## 所 感

いつも事務所通信「えん」をご購読下さいまして、誠にありがとうございます。

梅雨と長雨による被害で、西日本では大変な御苦勞をされておるようです。また、今年は台風の発生も多く予想されて心配な事です。

### 〔トランプ疲れ〕

米大統領のツイッター上での独善的なつぶやきに我々はすっかり驚かなくなった。世界最強のリーダー役を返上し「米国が第一」へ進む米政権に対して、北朝鮮の核問題と向かい合っている我が国にとっては重要な関心事であるが、国際社会は、米国離れが始まっている。

### 〔安倍一強に打撃 しかしながらの期待〕

東京都議選の結果は、順調だった安倍首相の政権運営が曲がり角に差し掛かってきたようである。今後の国内政治は波乱が起きても不思議ではないだろう。

さて、各種の経済指標から見ても、日本経済は安定成長を歩んでいるようである。更に着実にさせる為にも、さまざまな分野での公的規制の排除、そして出生率引上げや子育て支援等に大胆な取組みの政策をとってほしい。

### 〔人手不足〕

ヤマト運輸が発信した、人手不足問題が各界各層に大きな波紋を起こしている。運賃の値上げ要請はもちろん、運賃基準に待機時間に対する料金も入れるとの事、更に荷主からの受注の返上も検討していくと言う。これは運送業界だけでなく、さまざまな業界で、人手不足を理由とした、取引の変化が起きそうである。

### 〔マイナス金利と銀行収益〕

もともと薄い利ざやが一段と縮小し、銀行の収益が悪化している。手持ちの国債を売却して、当面の利益の確保するのがやっとの状態である。融資で儲けが出せないと言うことは、本来の銀行業務が成立していないと言える。銀行は鉄と共に国家の基幹産業と言われて来た。大きな節目になるのだろうか？

藤井聡太四段の無敗のまま29連勝に日本中が沸いています。あどけなさも残る顔つきは盤に向かうと一変し、並外れた集中力と闘争心を見せる。将棋は勝負師の世界だそう。どんな勝負師になるのか今から楽しみです！

今年の夏も相当に暑いと思われます。しっかり対策を取りご自愛下さいませ。そして来たるべき実りの秋が迎えられるようご祈念申し上げます。

森 富夫



## リーダーの決断 ～経営トップはどう経営し、動いているのか～

「**どれだけ大きな絵を描くか**ということに尽きる。

**それは、勇気がいることなんですよね」**

大きく天下が動いた時というのは、やはり大きな絵を描いて、人々の心を揺さぶる檄文を書いて、100万の大軍を錦の御旗の下に集めたときですよ。大きなビジョンというのは掲げないといけない。だから僕は滑稽に映るかもしれないけども、「シンギュラリティーは必ず来る。我々は良き世を迎える準備と努力をしなければいけない」ということを言っている。

ソフトバンクグループ社長 孫正義氏

(日経ビジネス 2016年8月8日・15日合併号)より



## おすすめの一冊

### 「仕事の問題地図」

几帳面で真面目な日本人。期日までに仕事を終えるよう頑張りますが…。

「なぜか、予定どおりに終わらない！」

そんな悩みを抱えた方におすすめです。

“職場あるある”を例にして、軽快な語り口で問題点を纏めている。言われてみれば当たり前のことだが、意外と気が付かなかった要因を突いてきたり。それらはどれも人間らしいものばかり。でしたら、その人間らしさに真っ向から向き合ってみませんか？

本書では「で、どこから変える？」要因を地図にして、問題点ごとに解決策が提案されています。ただのキレイごとで語られた理想論や正論を押し付けてくるのでなく、「人間らしさ」と向き合いながら主体性を育ててくれる一冊です。



著 者：沢渡あまね  
発行所：技術評論社  
定 価：1480 円（税別）

中島 良典

## 相続税について

# 預貯金は遺産分割の対象に



### 1. 預金債権と遺産分割についての判例変更

最高裁大法廷が、平成28年12月19日、従来の判例を変更する重大な決定をしました。

「預貯金は法定相続の割合で機械的に分配されず、話し合いなどで取り分を決められる遺産分割の対象となる」との判断を示し、預貯金を遺産分割の対象外としてきた判例を変更したのです。

### 2. これまでの考え方

銀行預金は可分債権として遺産分割の対象にならず、法律上当然に分割され、各共同相続人が相続分に応じて権利を承継すると考えられていました。したがって、遺産分割との関係でいうと、銀行預金は、当然に遺産分割の対象になる財産ではなく、相続人全員が銀行預金を遺産分割の対象とすることに合意した場合には、銀行預金も遺産分割の対象財産となりますが、相続人の一人でも遺産分割の対象とすることに合意しない場合には、遺産分割の対象財産に含めることができないというのが、これまでの家庭裁判所の実務でした。

### 3. 今後の考え方

#### ①判例変更の遺産分割への影響

今までは、相続人の一人が生前贈与を受けていたとしても、その事実は、銀行預金の分配に影響を与えるものではありませんので、銀行預金を遺産分割の対象とするという相続人全員の合意がない限り、銀行預金は法定相続分割割合に応じて機械的に分けられてしまいました。しかし、判例変更の結果、相続人の合意の有無にかかわらず、この預金が遺産分

割の対象となるのであれば、相続人の一人が受けた生前贈与などについては特別受益として扱われ、生前贈与を受けていない他の相続人にとっては、遺産分割における預金の分配に際し、生前贈与を受けた相続人の預金債権の取り分を少なくする等の有利な取扱いを受ける可能性が出てきました。

その意味において、生前贈与を受けた人と受けていない人の不公平を解消する道を大きく開いた重要な判例変更になります。

#### ②判例変更の銀行実務への影響

次に銀行実務との関係では、これまでは、相続分の払い戻しに応じるかどうかについては、銀行ごとにまちまちでしたが、今後は遺産分割が終了するまでは共同相続人の一人からの預金の相続分払い戻しに応じないという扱いで統一されると考えられます。

そうしますと、相続開始を知った時から10か月間が相続税申告期限であり、また、相続税納付期限でもありますので、10か月以内に遺産分割協が終了しないと、相続税納付資金の手当てができないという恐れもでてきます。

これに対しては、相続税支払い対策のために、相続人全員が、とりあえず預金債権については、払い戻しに同意する等の方策を講じる必要があるでしょう。他方で、生活費や葬儀代など当面の資金を必要とする人は、銀行への死亡通知を遅らせるなど、自衛策を講じる必要が出てくるでしょう。

阿久津 稔



## 青い空と心の風景から

些細な事への  
感謝は忘れな  
些細な不愉快は  
気にしない  
なな

全ての出来事と  
全その人に感謝  
今の私があるのは  
皆のお陰  
なな

この世のすべては  
鏡で出来ている  
素敵な人と出会った  
私は素敵な人  
なな

【杉本敦美 作品集より】

## レ シ ピ

### < 簡単手作りポン酢ジュレ >

#### 【作り方】

1. ふやかし用の水にゼラチンを入れふやかす。レンジの500wで20秒程度あたためます。
2. タッパーにポン酢、水、1の溶けたゼラチンを入れ良く混ぜます。
3. 冷蔵庫で30分ほど冷やしたら完成です。  
冷やし固まったらフォークなどで細かくなるよう混ぜて下さい。

☆ ハンバーグ、冷しゃぶ、麺類などいろいろな料理にお試し下さい。

キラキラのジュレが夏にぴったりです！

※ 常温で液体になってしまうので、食べる直前に冷蔵庫から出して下さい。

青木 純子

#### 【材 料】

|        |       |
|--------|-------|
| ポン酢    | 100cc |
| 水      | 100cc |
| ゼラチン   | 5g    |
| ふやかし用水 | 50cc  |



## 事業税について

# 個人事業の区分と税率

今回は、これから納税となる個人の事業税についてご説明したいと思います。

個人の事業税は、県内に事務所・事業所を持ち次の事業を行う個人が対象となります。

| 区分    | 事業の種類                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種事業 | 物品販売業・不動産貸付業、製造業、駐車場業、運送業、請負業、飲食店業、その他一般の営業等の 37 業種                                 |
| 第二種事業 | 畜産業、水産業、蒔炭製造業の 3 業種                                                                 |
| 第三種事業 | 医業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、弁護士業、装蹄師業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業等の 30 業種 |

所得金額の計算方法は、原則として所得税における事業所得又は不動産所得の計算方法と同じですが、個人の事業税では、青色申告特別控除の適用は残念ながらありません。

### <税額の計算方法>

|                 |   |                          |   |             |   |    |
|-----------------|---|--------------------------|---|-------------|---|----|
| 前年の事業の<br>総収入金額 | — | 事業の必要経費<br>(事業専従者給与額を含む) | = | 所得金額        |   |    |
| 所得金額            | — | 各種控除額<br>(注 1)           | × | 税率<br>(注 2) | = | 税額 |

#### (注 1) 各種控除額

- ・事業主控除・・・290 万円（事業期間が 1 年に満たない場合は、月割）
- ・損失の繰越控除（青色申告者のみ）
- ・被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・事業用資産の譲渡損失の控除・繰越控除（繰越控除は、青色申告者のみ）

#### (注 2) 税率

- ・第一種事業・・・5%
- ・第二種事業・・・4%
- ・第三種事業・・・5%（但し、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は 3%）

### <申告と納税>

申告・・・所得税の確定申告又は住民税の申告書を提出した人は申告の必要はありません。

但し、年の途中で事業をやめた人は、やめた日から 1 ヶ月以内に申告することになっています。

納税・・・8 月(第 1 期)と 11 月(第 2 期)に県税事務所から送付される納税通知書(納付書)により納めることになっています。

但し、税額が 1 万円未満の場合は第 1 期に一括して納付となります。

新島 澄栄



## テニス観戦！



7月に入り 2017年のウインブルドン（全英オープンテニス）がスタートしました。

今年は誰が優勝するのでしょうか！？

私は2017年春の全豪オープンの決勝をテレビ録画で観戦しました。（放送が深夜でしたので。）スペインのナダルとスイスのフェデラーの4時間以上にも渡る熱い決戦でした。最後までどちらが勝者になっても不思議ではない、魂のぶつかり合いの試合でした。結果は年長者である35歳のフェデラーが勝者となりました。その後のチャンピオンスピーチでは、相手を讃える言葉ばかりで、私は感銘を受けました。勝っても負けてもお互いを褒めあうとは！！日本人にはなかなかできないことですね。

ナダルは、左利きです。左利きであんなボールを打たれたら誰も取れない！と思うようなショットばかりです。パワー溢れるスタイルで、ナダルのほうが強いのではと誰もが感じるかもしれません。しかし、ここがテニスの面白いところ、怖いところでありまして、テニスの試合は、ここぞ！という場面で精神面が大きく左右してきます。（全てのスポーツでそうですね。）怪我を克服して復活したフェデラーでしたが、最後まで精神的にタフでした。ここを相手に取られたら逆転してしまうというポイントを絶対に逃がしませんでした。安定した強さがあります。もちろん技術的にも、本当にカッコイイです！

男子テニスでも1つのポイントを取るまでに長いラリーをして決めるという場面がありますので、私は、サーブ&ボレーですぐ終わってしまう試合よりは、見応え充分で楽しめるのではないかと思います。皆さまも、一流選手の1球入魂のショットを是非観てみてください！！

森 理英子

## 日経新聞を読んで



「EUの自動車関税、

7年で撤廃へ」

日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（EPA）をめぐる交渉が大枠で合意する見通しだ。

交渉では日本側がチーズやワイン等の関税を引き下げ、EU側は自動車、電気製品等に関する関税を引き下げるとみられる。

欧州側が日本車にかける関税（最高10%）を協定発効後7年かけて段階的に撤廃する方向で固まった。

また、日本側においては輸入自動車にかける関税を撤廃済みだ。

日本の主要な自動車輸出先である米国ではトランプ大統領が自動車貿易で日本を批判した発言などもあり、自動車輸出に逆風となることが懸念される一方で、今回のEUとのEPA交渉の合意には期待が高まっている。

島村 賢

## 年金の受給資格期間が10年に短縮

以前にも“事務所通信”でお知らせしたことがありますが、いよいよ今年の8月1日から年金の受給資格期間が10年以上あれば年金がもらえるようになります。

今までは、ある程度の年金額を確保するとの目的から受給資格期間は25年以上とされてきましたが、受給資格期間が足りない無年金者の増加やその予備軍が多くいることから、法改正されてこの8月から施行されることになりました。この施行によって新たに年金を受け取ることができる人は、約64万人と見込まれています。

受給資格期間が10年以上あり、支給開始年齢に達している人には、順次、年金請求書等が入った書類が届けられています。該当する人のほとんどには既に届いていると思いますが、この書類が届いた人は、待っていても年金はもらえませんので、必ず請求手続きをしてください。

請求手続きをすると、8月1日以降に「年金証書・年金決定通知書」が届きます。年金は翌月の9月から支給され、最初に受け取れるのは10月からとなります。

上記の書類が送られてくる人は、年金事務所が個人ごとに割り振られた基礎年金番号に基づいて国民年金の保険料納付期間や保険料免除期間、厚生年金や共済年金の被保険者期間、国民年金の第3号被保険者期間など年金事務所がもっている記録から確認できる人です。

年金事務所の記録には残っていないけれど受給資格期間の一部として認められている期間があります。それが“カラ期間”といわれるものです。

“カラ期間”は年金額には反映されませんが、受給資格期間としては認められますので、自分の歴史を振り返ってみて、該当するものがないか確認しましょう。例えば、“カラ期間”には昭和61年3月31日以前に専業主婦（20歳から60歳までの期間）であって国民年金に任意加入していなかった期間などがあります。“カラ期間”を含めて受給資格期間が10年以上になれば、請求手続きをすることができますので、年金事務所で相談してみてください。

“カラ期間”を加えても10年の受給資格期間に足りない人は、未納保険料をさかのぼって納める制度（後納制度）、また、60歳から65歳までに加入する国民年金の任意加入制度や65歳から70歳になるまで加入できる特例任意加入制度を活用して、受給資格期間を増やすこともできます。年金を受給できる年齢に達していても年金がもらえていない人が、この法律改正を機に、できるだけ多く10年以上の受給資格期間を満たし、年金受給者になれるよう願っています。

社会保険労務士 白澤 貴夫







# 県内のお祭り紹介

祭囃子の聞こえてくる季節となりました。県内でもたくさんのお祭りが開催されます。

お祭りを彩るのは、神輿や花火だけでなく、道行く人々の浴衣姿です。お手入れに悩む方もいらっしゃいますが、シーズン中であれば、霧吹きで汗になったところを吹いておき、ハンガーに掛けて干せばOK。最近は洗濯のできるものも増えてきています（浴衣についている洗濯表示をご確認ください）。

気軽におめかしして、ひと夏の楽しい思い出を作ってはいかがでしょうか。

中塚 亜希子



## 【8月上～中旬のぐんまのお祭り】

| 開催日       | 名称              | みどころ                                                     |
|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------|
| 8月1日～3日   | 大間々祇園まつり        | 街を練り歩く山車の巡行が一番の見どころ。最終日には花火の打ち上げも。                       |
| 8月3日～5日   | 沼田まつり           | 300人もの女性が担ぐ「天狗みこし」、勇壮で豪快な「みこし渡御」、優美華麗な「まんど曳行」など。         |
| 8月4日～6日   | 桐生八木節まつり        | 「全日本八木節競演大会」をはじめ、八木節おどりと神輿のパレードなど。ケンミンショーでも取り上げられた。      |
| 8月5日～6日   | 高崎まつり           | 5日の花火大会では、約1万5000発の花火が50分間の間に打ち上げられる。                    |
| 8月5日～6日   | いせさきまつり         | 山車と屋台巡行、みこしなどの運行の他、大綱引き、民踊流しや大抽選会などで賑わう。                 |
| 8月12日     | 前橋花火大会          | 約1万5000発の花火。「虹のナイアガラ」、「空中ナイアガラ」などがみどころ。                  |
| 8月14日～15日 | 尾島ねぶたまつり        | 高さ7mにもおよぶ扇ねぶたと、ねぶた太鼓の運行が勇壮。                              |
| 8月15日     | 新里まつり花火大会       | 新里まつりのフィナーレとして約5000発の花火が打ち上げられる。                         |
| 8月15日     | 草木湖まつり          | 「夏休みに最高の思い出を」をテーマに、スターメイン、尺玉などが打ち上げられる。                  |
| 8月15日     | 榛名ふるさと祭り<br>商工祭 | 花火大会では、尺玉をはじめ、創作花火や四重芯、ナイアガラ、特大スターメインが打ち上げ。              |
| 8月18日     | 千代田の祭<br>川せがき   | 僧侶の読経を中心に、川に燈籠を流して精霊を送る。“動の花火”に相對する“静の燈籠流し”は一見の価値あり。     |
| 8月20日（予定） | おうら祭り           | 花火大会では「百花繚乱ふるさと“おうら”」をキャッチフレーズに、スターメインや3号玉など約8000発を打ち上げ。 |



## いわゆる権利証のあれこれ

権利証をお持ちの方はおそらく皆さん大切に保管されていることと思います。金庫であったり仏壇の引き出しであったり。

いわゆる「権利証」とは、不動産登記法では「登記済証」であり、現在では「登記識別情報」のことを指します。不動産の権利を証するものとして、売買や相続で新たに不動産の権利を取得した方に登記所から発行されます。長い歴史のあった「登記済証」からオンラインによる登記申請手続きに伴い平成18年頃から順次「登記識別情報通知」に切り替わりました。さらにこの登記識別情報通知の様式も平成27年8月から大きさなどが変わっています。

あれ？うちの権利証は前のままだぞ？とお思いの方、それで正解です。というのも、新たに売買や相続で取得した場合に新しい登記識別情報が発行されるので、それ以前に取得した登記済証は切り替えられて改めて新しく登記識別情報が発行されるわけではなく、これまでどおり引き続きお持ちの登記済証が有効なものなのです。ですから、たとえば、昭和の時代に夫婦共有で取得した土地については登記済証、数年前に残念ながら夫が他界し妻が相続した場合、夫婦共有だった夫の持分についての相続については登記識別情報、つまり、登記済証と登記識別情報の二つを合わせてこの土地全部の権利を証するものとなります。

ただし登記識別情報通知といっても司法書士がご依頼者様にお渡しするときは表紙をつけているので

中身を見ない限りは登記済証の時代とそれほど変わらないかもしれません。

ごくまれにですが、「権利証を失くしたので再発行してほしい」という依頼を受けます。権利証は大切なものという認識のもと、大事にしすぎてどこにしまったのか分からなくなってしまった、またよくあるのが引っ越しの際に紛失、なかには盗難に遭ってしまうなんてこともあります。しかし、残念ながら登記済証や登記識別情報、つまりいわゆる権利証は再発行できません。

でもご安心ください。登記済証や登記識別情報がなくても権利は残っています。登記所で記録が残っている限り権利はあります。万が一、火事になっても権利証を取りに火の中に飛び込む必要もありません。ドラマで見かける借金の形に権利証を取り上げられても、それだけで不動産の権利を失うわけではありません。

それなら、権利証なんて要らないのでは？そういう疑問も出てきますよね。登記済証や登記識別情報は、たとえば不動産を売買するときや不動産を住宅ローンの担保に入れるときなどに、権利のあることを証するものとして登記申請時に使用します。もし紛失等した場合はほかの手段で権利があることを証明することになりますので、その際は司法書士にご相談ください。

司法書士 米澤智子

### 登記済証



平成18年頃  
切り替わり

### 登記識別情報

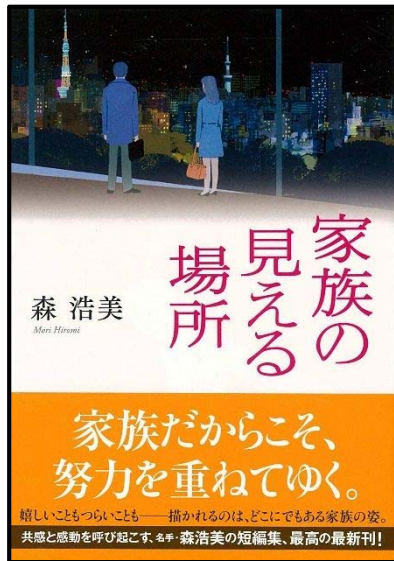


平成28年  
リニューアル





## ～森 浩美 作品集より～



たとえ互いの距離は遠くとも、心は近くにいられるのが家族。長い年月を過ごせば色々とおあるけれど、結局家族の繋がりはかくも強くしなやかでたくましい。本書にはそんな八つの家族のかたち。

読むほどに“家族が見えてくる”短編小説シリーズの第七弾。

今年10月の朗読劇上演作品「イキヌクキセキ」も収録。

この小説「家族の見える場所」を希望する方がおりましたら、  
先着10名まで贈呈いたします。

連絡先 森会計 0276-63-6011 まで

## 公演のご案内

【おおいずみ出身アーティスト支援事業】

か ぞく ぞう し

# 家族草子2017 in GUNMA

～森浩美の作品による新しい朗読劇の世界



「家族愛あふれるストーリー…」

「家族について考える時間を与えてくれた」

「今の私の悩みが表現されて、涙があふれました」

スマップの「青いイナズマ」「SHAKE」「ダイナマイト」など、ミリオンセラー作品をはじめ実に700曲以上の作詞を手がける森浩美は、家族をテーマにした短編小説を数多く執筆している小説家でもあります。「家族草子」とは、この短編小説をプロの俳優・声優・アナウンサーらが演技を交えて朗読する、新しいスタイルの公演です。

昨年の公演より



上演  
作品

・しあわせやあ「家族連写」収録  
・イキヌクキセキ「家族の見える場所」収録

## 10月21日(土)

①午後1時開演／②午後5時開演（2回公演）

文化むら・小ホール（未就学児入場不可）

●主 催 （公財）大泉町スポーツ文化振興事業団

●後 援 大泉町・大泉町教育委員会

※Fresh Oizumi 2017.7 号より引用

チケットの問い合わせは文化むら（0276-63-7733）またはホームページ([www.bunkamura.or.jp](http://www.bunkamura.or.jp))まで

# 税務カレンダー

## 7 月

- |                          |                   |                 |
|--------------------------|-------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | 5 月決算法人の確定申告      | 【7 月 31 日（月）まで】 |
| <input type="checkbox"/> | 11 月決算法人の中間（予定）申告 | 【7 月 31 日（月）まで】 |
| <input type="checkbox"/> | 固定資産税第 2 期分の納付    | 【7 月 31 日（月）まで】 |

- ・ 夏物商戦に向けパート・アルバイトを確保しましょう。
- ・ 中元・暑中見舞状の手配・発送をしましょう。
- ・ 夏場の健康管理に気を配りましょう。

## 8 月

- |                          |                    |                 |
|--------------------------|--------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | 6 月決算法人の確定申告       | 【8 月 31 日(木)まで】 |
| <input type="checkbox"/> | 1 2 月決算法人の中間(予定)申告 | 【8 月 31 日(木)まで】 |

- ・ 来春新卒予定者の採用活動に向けて、説明会などの準備を行いましょう。
- ・ 夏季休暇について対外的な挨拶や連絡、休暇中の連絡先の整備を行いましょう。

## 9 月

- |                          |                  |                  |
|--------------------------|------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 7 月決算法人の確定申告     | 【1 0 月 2 日(月)まで】 |
| <input type="checkbox"/> | 1 月決算法人の中間(予定)申告 | 【1 0 月 2 日(月)まで】 |

- ・ 秋の交通安全運動を機に、改めて安全運転を徹底し、車両の整備状況のチェックを行いましょう。
- ・ 年末に向けて資金繰り計画のチェックを行いましょう。
- ・ 衣替えの準備を行いましょう。

### ひとこと

表紙の写真を編集しながら、海や水族館に思いを馳せていました。気づけば、もう何年も海に行っていません。今年こそは海へ遊びに行きたいです。

依田 一恵

### <表紙写真>

撮影場所：沖縄

撮影者：松本 晃子



## 森・白澤・米澤合同事務所

|       |            |
|-------|------------|
| 税理士法人 | 森会計事務所     |
| 森 弘毅  | 公認会計士事務所   |
| 白澤貴夫  | 社会保険労務士事務所 |
| 米澤智子  | 司法書士事務所    |

群馬県邑楽郡大泉町坂田 4 丁目 20 番 22 号

TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056

E-mail morikaikei@mva.biglobe.ne.jp

URL <http://www.morikaikei.jp/>